

和歌山市森林整備計画

# 和歌山市森林整備計画

計画期間

自	令和 4年	4月	1日
至	令和14年	3月	31日

和歌山県

(令和6年3月変更)

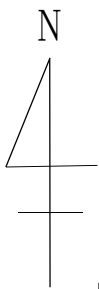
和歌山市

和歌山県

和歌山市



# 市町村位置図



(凡例)

山岳	
河川	
森林計画区界	
市町村界	
旧市町村界	
民有林	
国有林	
鉄道	







## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項



# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

和歌山市は和歌山県の北西部に位置し、総面積20,885 ha(令和元年7月1日現在)で、民有林面積は6,075haである。そのうち人工林面積は451haであり、人工林率7.4%で、県平均よりかなり低い値である。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高まってきていることから、本市においても人工林の間伐の推進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施することとする。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

1の森林整備の現状と課題を踏まえ、地域森林計画で定める森林整備の基本方針を基本としつつ、次の5つの森林の機能に応じた森林整備を推進することとする。

#### ① 水源涵(かん)養機能

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設等が整備されている森林

#### ② 山地災害防止／土壌保全機能

根系が深く、かつ広く発達している森林で、落葉層を保持し適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林

#### ③ 快適環境形成機能

大気浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高く、かつ諸害に対する抵抗力があり葉量の多い樹種によって構成されるなど快適な生活環境を保全する森林

#### ④ 保健・文化機能(生物多様性保全機能を含む)

海岸・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林

原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林

#### ⑤ 木材等生産機能

材木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長量の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

これらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方については以下のとおりとする。

① 水源涵(かん)養機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採にともなう裸地化の縮小、分散化や天然力の活用により、水源涵(かん)養の機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

② 山地災害防止／土壌保全機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採にともなう裸地化の縮小、分散や天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

③ 快適環境形成機能

森林施業の推進に当たっては、地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

④ 保健・文化機能(生物多様性保全機能を含む)

森林施業の推進に当たっては、憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能(生物多様性保全機能を含む)を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤ 木材等生産機能

森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備により、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進する。

これらの森林整備を推進するとともに、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。)等による再造林面積の増加による資源の循環利用を積極的に推進し、花粉発生源対策を加速化させる。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

紀北流域林業活性化協議会の方針の下に、県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、森林施業または経営における委託の推進、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通の加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸

施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市内に生育する主要樹種ごとに、次表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

(単位/林齢:年生)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
本市全域	35	40	35	15	50	20

また、特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木を伐採(主伐)する場合には、下記に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

「育成単層林」

\* 皆伐は、林地の保全及び公益的機能を考慮し大面積皆伐を避けるとともに、気象害等の幼齢木の被害を避けるため保護樹帯を設けることが望ましい。

「育成複層林」

\* 択伐による場合は、森林のもつ公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

\* 漸伐又は皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮することとする。

「天然生林」

\* 主伐については、国土保全、自然環境の保全種の保全等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ)が、再び立木地となることをいう。以下同じ。)を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする。

皆伐:皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保の観点から、1 箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散化に配慮するものとし、少なくともおおむね20ヘクタール

ごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

林地の保全、落石・寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合、また、伐採跡地の連続性を回避する必要がある場合は、幅20mの森林を保護樹帯として残地するものとする。

特に、転石等の堆積地で伐採により崩壊の危険性が高まる森林においては、塊状の保護樹帯を設置することとする。

また、尾根筋や谷筋に生育している立木については、生物多様性の保全をはじめとする多面的機能の維持増進を図るため保残を図ることとする。

択伐: 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下)であるものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導されるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な繰り返し期間及び伐採率により効率的な施業の実施を行うこととする。

ただし、紀州備長炭生産のために必要となる薪炭材(ウバメガシ・カシ類)の択伐については、「紀州備長炭原木林の「択伐」技術マニュアル」(和歌山県林業振興課発行)に記載されている方法に従うものとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン(令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知)」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項



### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次表に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いに斜面下部(南斜面の乾燥した土壌を除く。)ヒノキは斜面中～上部を基本として選定することとする。

なお、その際、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意する。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ウバメガシ	

※上記以外の樹種を植栽しようとする場合は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択する。

### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ、コナラ等	——	3,000(2,000)～4,500	

※上記の植栽本数の範囲以外で植栽しようとする場合は、森林総合監理士、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断する。( )書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施されるなど、成林することが見込まれる場合に適用できる。

※花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する観点から、等高線に沿った筋置とする。
植付けの方法	植え付けに当たっては普通植栽又はていねい植えとし、苗木を枯損しないよう注意して行う。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止直前に植え付けを行うこと。コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳冬期を避けて植え付けを行うこと。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定めるものとする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りではない。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新をすべき樹種は適地適木を旨として、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系、周囲の森林の状況等を勘案して後継樹となり得る次表の樹種を対象に定めるものとする。

なお、天然更新補助作業が必要な場合の対象樹種は、主にクヌギ、コナラ、ウバメガシ等のカシ類とする。

天然更新の対象樹種	マツ類、カシ類、ナラ類、ブナ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、稚樹高 50cm 以上に成長した対象樹種の本数が、下表の期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数(1 ヘクタールあたり概ね 3,000 本)以上となるよう成立させるべきものとする。

樹種	期待成立本数
上記2(1)の天然更新対象樹種と同じ	1ヘクタールあたり約 10,000 本

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、気候その他立地条件を勘案して、適期にかき起こし行うこととする。

萌芽更新については、萌芽の優劣が明らかになる頃に、萌芽整理を行うこととする。

ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこととする。また、発生した稚樹の生育促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、ぼう芽整理を行うこととする。

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、森林法第10条の8及び第15条に基づく届出にある天然更新の方法に基づき、適確な更新が図られているかを現地確認するものとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により、確実に更新を図るべきものとする。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に適確な更新を確保するものとする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
特になし	

#### 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

##### (1) 造林の対象樹種

###### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

###### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として、1 ヘクタール当たり 10,000 本とするとともに、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上(ただし稚樹高 50cm 以上のものに限る。)の本数を更新すべきものとする。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業であることから、間伐及び保育が適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次表に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施することとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目 <sup>※1</sup>		
スギ	標準伐期施業 長伐期施業 <sup>※2</sup>	4,000	12	18	26	41	間伐率は、材積率 35%以下とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては 10 年、標準伐期齢以上の森林においては 15 年とする。	
ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	19	24	33	45		

※1 柱材生産を目標とした標準伐期施業においては、標準伐期齢を超える 4 回目の間伐は実施しない。

※2 長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業の方法とする。

ア 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

イ 「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収穫予想表を参考に適切な施業を行うこととする。

ウ 上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次表に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施することとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	..	
下刈り	スギ	1回	1	1	1	1		1									
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1								
除伐	スギ									1~2							
	ヒノキ									1~2							
枝打ち												2					

※1 下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこととする。

保育の種類	樹種	標準的な方法	備考
下刈り	スギ	* 下刈りは、植栽後概ね5年の間は毎年6月から8月に実施し、その後は隔年に実施する。 * 下刈り方法は、原則として全刈りとする。	
	ヒノキ		
除伐	スギ	* 除伐は、下刈り終了後間伐までの間に、造林樹種以外の樹種が繁茂し、造林樹種の生育を阻害する恐れのあるときに実施し、不良木も併せて除去し、過密にならないようにする。また、つる切りについては、除伐にあわせて実施する。	
	ヒノキ		
枝打ち		* 優良林分育成のため、スギ、ヒノキとも13~20年頃から始め、主伐までに2回程度行う。	

## 3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、次に示すとおりとする。  
標準的な方法によるほか、特に次の点に留意することとする。

#### ア 間伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分実施されていない人工林については、風水害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度とし、5～8%の間伐率(材積)による間伐を実施することとする。

#### イ 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木成長が遅い森林については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行うこととする。

#### ウ つる切り

つる類の繁茂が著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施することとする。

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

##### (1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。水源のかん養保安林や干害防備保安林、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵(かん)養機能の評価区分が高い森林など水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

###### イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
本市全域	45	50	45	25	60	30

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

##### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1により定める。

###### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が低い森林等

傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能が高い森林等

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能が高い森林等

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特になし

イ 森林施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種				その他 針葉樹	その他 広葉樹
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ		
本市全域	70	80	70	30	100	40

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地等の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景

観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には当該施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班、小班により表示するものとする。

### (2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

## 3 その他必要な事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

### (2) 施業の方法

特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針



本計画区の森林の所有形態は、5ha未満の森林所有者が97%を占めるなど、その保有形態は極めて小規模・零細であり、計画的な森林施業の実行確保が困難である。このため森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るものとする。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

小規模林家や不在村森林所有者を対象に、地域の森林及び林業を担う和歌山県森林組合が中心となり、森林経営の受委託等の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進し、森林経営の改善を図るとともに、県、市、森林組合、林業普及指導員等を通じて、森林所有者等の共同による施業の確実な実施に努めなければならない。

なお、森林の経営の受委託等を担う和歌山県森林組合については、広域連携の促進や林業事業体等との連携による態勢強化に努めなければならない。

また、施業の集約化に必要となる県で有する森林簿等の情報について、県で認定を受けた事業体(和歌山県森林資源情報利活用認定事業体)に対して提供と助言を行うとともに精度の向上に努める。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林の施業の受委託等森林の経営の受託の方法については、長期受委託契約方式が望ましいと考えられるため、当該受委託方式を強力に推進する。また、市、森林所有者、NPO 及びその他団体等が共同して行う森林施業を推進するため、施業実施協定の締結を促進するものとする。

### (2) その他

該当なし

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理 実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

## 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

市及び森林組合が中心となって施業の共同化を促進する。施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落あるいは施業団地ごとの協議会を開催し合意形成に努める。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を重点的に実施するため、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進する。特に不在村森林所有者の森林の整備が十分とはいえないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意することとする。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互連携、森林組合等の林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

## 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

森林整備と林業経営の合理化を図るため、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林資源のまとまり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要な事項を定める。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系 作業システム	20m以上	5m以上	25m以上

急傾斜地 (30° ~ 35° )	車両系 作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系 作 業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

※ 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

## 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特になし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張	種 類	(区分)	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区 域面積	うち前半 5年分	対 図 番号	備 考
該当なし									

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

#### イ 作業路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

#### 4 その他必要な事項

特になし

### 第8 その他必要な事項

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林業の担い手である森林組合については、市域内における業務量が少ないこと等から、流域内の市町村と連携して各種事業の受委託の拡大を進め、林業就業者および林業従事者の雇用内容の充実を図るとともに、新規参入、女性等の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努める。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業機械の導入の促進については、機械の効率的使用の観点から、流域内の他の市町と連携しながら推進することとする。

##### ○高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	紀の川流域	チェーンソー、集材機	
造林 保育等	地ごしらえ、下刈り	刈払機	

#### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連事業者の取り扱い全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

##### ○林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状(参 考)			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
	該 当 な し						

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

該当なし

## (2) 鳥獣害の防止の方法

特になし

## 2 その他必要な事項

特になし

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツノマダラカミキリ(松くい虫)による松林被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等を継続的に実施するため、高度公益機能森林である、和歌浦地区および友ヶ島や周辺地区保全松林である、打越山その他周辺松林を含めて、薬剤散布および伐倒駆除を実施する。なお、マツノマダラカミキリ(松くい虫)のまん延防止のため緊急的に伐倒駆除する必要が生じた場合については、伐倒の促進に関する指導等を行う。

ナラ枯れについては、地域の財産である巨樹や備長炭資源の保全等の観点から被害対策に取り組む。

##### (2) その他

県、市、森林組合、森林所有者で連携を図りながら、地域住民に対して普及啓発活動を積極的にいき、地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

#### 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

本市については、鳥獣による森林被害は特に見られないものの、その対策の重要性は軽視できるものではない。そのため獣害を防止・軽減するために、防護施設の設置等、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除し、森林資源の保続を行うものとする。また、試験研究機関と連携し、効率的な防除方法の研究に協力していく。

#### 3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生は一度に大量の森林資源を失ってしまう可能性があり、入山者の多い森林等を中心に山火事予防標識等の設置、地域住民への普及啓発を積極的に推進し、山火事の未然防止に努める。

#### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

和歌山市火災予防条例第30条の1第1項の規定を準用し、適正な駆除方法により実施することに留意するものとする。

#### 5 その他必要な事項

##### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
加太、大川、深山、磯の浦、その他	ナラ枯れ

- (2) その他  
特になし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備 考
位置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木 地	竹 林	その他	
		該 当 な し						

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
	該 当 な し

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

###### (2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
	該 当 な し	

##### 4 その他必要な事項

該当なし

#### V その他森林の整備のために必要な事項

##### 1 森林経営計画の作成に関する事項

###### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画に公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

## (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
該 当 な し		

## 2 生活環境の整備に関する事項

### ○生活環境の整備計画

施設の整備	位置	規模	対図番号	備考
該 当 な し				

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該 当 な し

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

和歌山市森林公園、四季の郷公園等を中心に地域住民との交流や憩いの場としての環境づくりをより一層図れるよう、施設の利活用(散策路等整備・草刈り・間伐・イベント等)を推進していく。

### ○森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
和歌山市森林公園	深山	103.9ha			▽1
四季の郷公園	明王寺	25.5ha			▽2

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市民に対して自然の大切さと、ふるさとへの愛着をはぐくむため、紀の国森づくり基金活用事業や市町村民の森事業等、森林づくりへの直接参加を推進する。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林の多面的な機能や川上における森林整備の重要性の一般市民への普及啓発を、さ

らに推進していく。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

意向調査を計画的に実施し、森林所有者から経営管理権を取得した森林については、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林の施業方法を考慮して、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画で設定した経営管理の内容を着実に実施するものとする。

7 その他必要な事項

保安林、自然公園、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施すること。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。



別表1

区分	森林の区域	面積
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	55、56、57、58、62、63、66、67、72、108、110	616.62ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2、8、9、10、12、24、48、49、50、51、53、54、59、60、61、62、65、68、71、72、73、74、79、81、82、83、84、86、88、89、90、107、115、121	1879.75ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2、3、4、5、7、8、11、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、52、53、61、62、64、69、70、73、74、75、76、77、78、80、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、111、112、113、117	3687.15ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	5、6、7、14、15、16、17、18、19、61、62、109、110、111、112、114、115、116、117、118、119、120、123、124、	1565.59ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	51、52、53、69、75、76、77、78、79	538.02ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

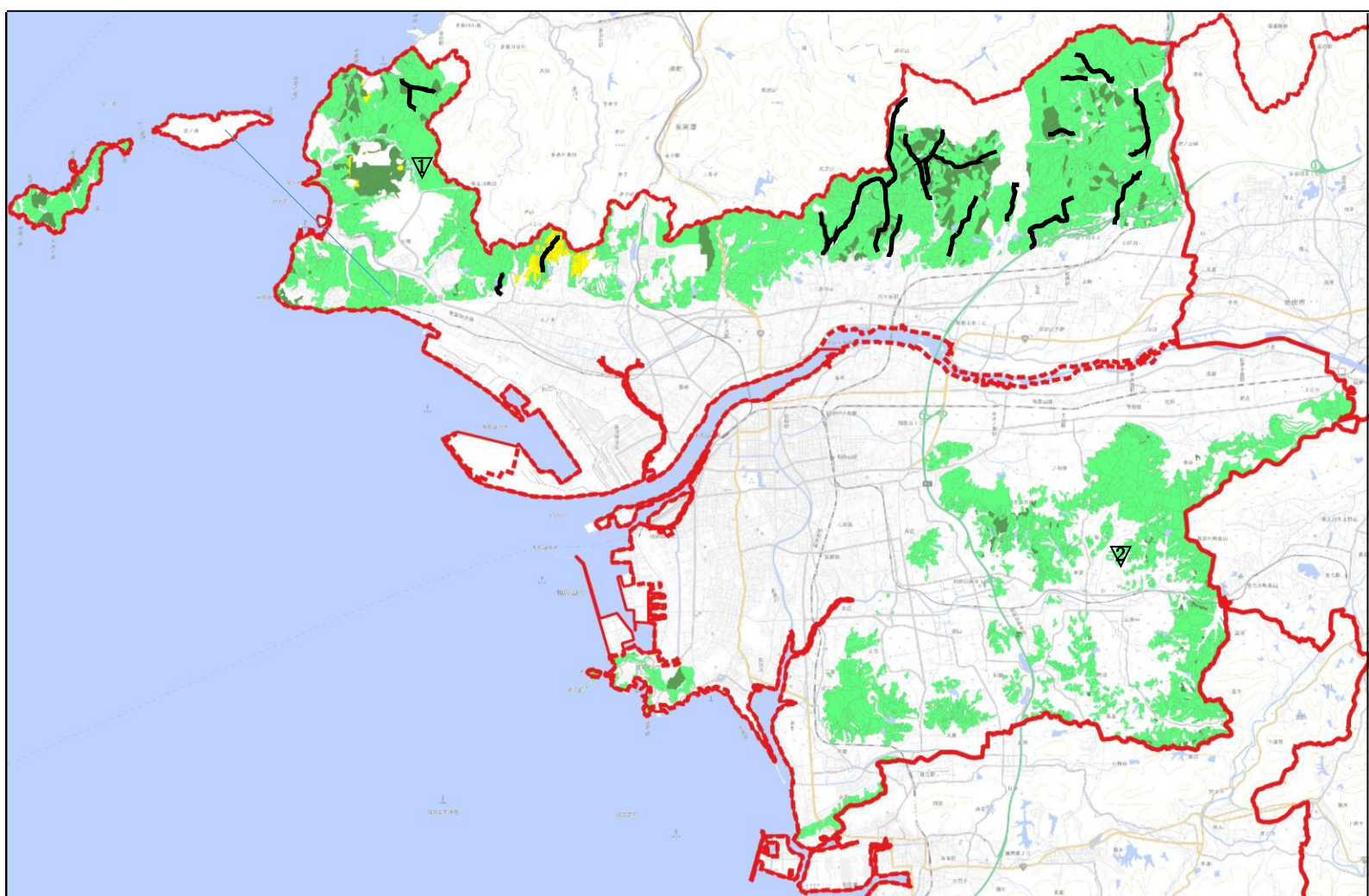
※森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示する。

別表2

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		55、56、57、58、63、66、67	349.67ha
長伐期施業を推進すべき森林		1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、59、60、61、62、64、65、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、123、124	5766.83ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

# 和歌山市森林整備計画

## 市町村森林整備計画 概略図



- 市町村界
- 旧市町村界
- 林道
- 人工林
- 天然林
- その他森林
- △ 森林の総合利用施設

S=1:170,000



2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総計			0歳から14歳			15歳～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	375,591	176,825	198,766	50,646	26,032	24,614	58,624	28,994	29,630
	平成22年	370,364	174,104	196,260	46,739	23,840	22,899	52,163	26,058	26,105
	平成27年	364,154	171,215	192,939	44,519	22,757	21,762	50,558	25,310	25,248
構成比 (%)	平成17年	(100.0)	47.1	52.9	13.5	6.9	6.6	15.6	7.7	7.9
	平成22年	(100.0)	47.0	53.0	12.6	6.4	6.2	14.1	7.0	7.0
	平成27年	(100.0)	47.0	53.0	12.2	6.2	6.0	13.9	7.0	6.9

		30～44歳			45歳～64歳			65歳以上、年齢不詳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成17年	74,837	35,494	39,343	107,981	51,610	56,371	83,503	34,695	48,808
	平成22年	72,371	35,074	37,297	100,174	47,446	52,728	98,917	41,686	57,231
	平成27年	68,054	33,360	34,694	93,141	44,189	48,952	107,882	45,599	62,283
構成比 (%)	平成17年	19.9	9.5	10.5	28.7	13.7	15.0	22.2	9.2	13.0
	平成22年	19.5	9.5	10.1	27.0	12.8	14.2	26.7	11.3	15.5
	平成27年	18.7	9.2	9.5	25.6	12.1	13.4	29.6	12.5	17.1

資料は国勢調査による

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・木製品製造	
実数 (人)	平成17年	162,878	3,548	26	441	4,015	41,028	未集計	117,835
	平成22年	153,435	2,862	44	295	3,201	37,197	未集計	113,037
	平成27年	162,655	2,724	50	249	3,023	37,094	未集計	114,600
構成比 (%)	平成17年	100.0	2.18	0.02	0.27	2.47	25.19	未集計	72.35
	平成22年	100.0	1.87	0.03	0.19	2.09	24.24	未集計	73.67
	平成27年	100.0	1.67	0.03	0.15	1.86	22.81	未集計	70.46

資料は国勢調査による

## (2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積			林野面積			その他面積
			計	田	畑	計	森林	森林以外の 草生地 (野草地)	
実数 (ha)	平成17年	20,923	3,290	2,230	1,060	6,289	6,284	5	11,344
	平成22年	20,923	2,980	2,080	895	6,248	6,248	0	11,695
	平成27年	20,884	2,860	1,970	889	6,158	6,158	0	11,866
構成比 (%)	平成17年	100	15.7	10.7	5.1	30.1	30.0	0.0	54.2
	平成22年	100	14.2	9.9	4.3	29.9	29.9	0.0	55.9
	平成27年	100	13.7	9.4	4.3	29.5	29.5	0.0	56.8

資料は農林業センサス及び農林水産関係市町村別統計による。

## (3) 森林転用面積

単位 ha

年次	総数	工事・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用	農用地	公共用地	その他
平成28年	2.0	2.0					
平成29年	16.9	0.4	1.0			15.5	
平成30年	63.8	52.6	11.2				
令和元年	42.1	29.2	5.3			7.2	0.4
令和2年	1.8					1.8	

資料は県業務資料による。

## (4) 森林資源の現況等

## ① 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率
		面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	(B/A)
総数		6,548 ha	100 %	6,296 ha	609 ha	5,687 ha	9.3 %
国有林		440	6.7	425	152	273	2.3
公有林	計	373	5.7	371	39	332	0.6
	都道府県有林	54	0.8	54	0	54	0.0
	市町村有林	319	4.9	317	39	278	0.6
	財産区有林	0	0.0	0	0	0	0.0
私有林		5,735	87.6	5,500	418	5,082	6.4

資料は県業務資料による。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者面積	不在（市町村）者私有林面積		
				計	県内	県外
実数ha	平成22年	-	-	-	-	-
	平成27年	-	-	-	-	-
	令和2年	5,735	4,136	1,599	546	1,053
構成比%	平成22年	-	-	(-)	(-)	(-)
	平成27年	-	-	(-)	(-)	(-)
	令和2年	100	72.1	(100)	(34.1)	(65.9)

資料は県業務資料による。

③ 民有林の齢級別面積

単位 ha (令和2年度末現在)

	総数	齢級										
		1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21以上
民有林	5,870	1	82	0	2	27	744	3,453	1,056	267	166	72
人工林計	456	0	80	0	2	14	105	198	13	6	8	30
スギ	80	0	0	0	0	0	11	51	4	5	5	4
ヒノキ	48	0	2	0	2	6	13	19	1	1	3	1
天然林計	5,414	1	2	0	0	13	639	3,255	1,043	261	158	42

資料は県業務資料による。

④ 保有山林面積規模別林家数

(令和2年度末現在)

面積規模	林家数				
1～3ha	2,065	10～20ha	18	50～100ha	0
3～5ha	708	20～30ha	4	100～500ha	0
5～10ha	64	30～50ha	1	500ha以上	0
総数					2,860

資料は県業務資料による。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	2	1.65	
うち林業専用道			

林道台帳による

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	17	26.13	

林道台帳による

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
該当なし		

(6) 市町村における林業の位置づけ

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		1,786,473
内	第1次産業	4,052
	うち林業 (B)	100
訳	第2次産業	745,779
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
第3次産業		1,036,642
B + C / A		-

資料は和歌山県 平成30年度 市町村民経済計算による

② 製造業の事業所数，従事者数，現金給与総額

	事業所数	従事者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	572	22,976	10,975,434
うち木材・木製品製造業 (B)	20	393	159,030
B / A	3%	2%	1%

資料は令和元年度工業統計調査による

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者うち作業員数	備考
森林組合	-	-	
生産森林組合	-	-	(名称： )
素材生産業	-	-	
製材業	43	250	
森林管理署	-	-	
合計	43	250	

資料は平成26年経済センサス - 基礎調査による



(8) 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
集 材 機	1	—	—	1	—	—	
モノケーブル	—	—	—	—	—	—	ジグザグ集材施設
リモコンウィンチ	—	—	—	—	—	—	無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器	—	—	—	—	—	—	リモコン操縦による巻き上げ搬器
運 材 車	—	—	—	—	—	—	林内作業車
ホイールトラクタ	—	—	—	—	—	—	主として索引式集材用
動 力 枝 打 機	—	—	—	—	—	—	自動木登式
ト ラ ッ ク	—	—	—	—	—	—	主として運材用のトラック
グラップルクレーン	—	—	—	—	—	—	グラップル式のクレーン
計	—	—	—	—	—	—	
(高性能機能)							
フェラーバンチャ	—	—	—	—	—	—	伐倒，木揃用の自走式
スキ ッ ダ	—	—	—	—	—	—	索引式集材車両
プ ロ セ ッ サ グラップルソー	— —	— —	— —	— —	— —	— —	枝払，玉切，集材用自走機
ハ ー ベ ス タ ー	—	—	—	—	—	—	伐倒，枝払，玉切，集積用自走機
フ ォ ワ ー ダ	—	—	—	—	—	—	積載式集材車両
タ ワ ー ヤ ー ダ	—	—	—	—	—	—	タワー付き集材機

(9) 林産物の生産概況

	素材	チップ	苗木	しいたけ		ナメコ
				生	乾	
生産量	—kg	—m <sup>2</sup>	—千本	—	—	—kg
生産額（百万円）	—	—	—	—	—kg	—kg

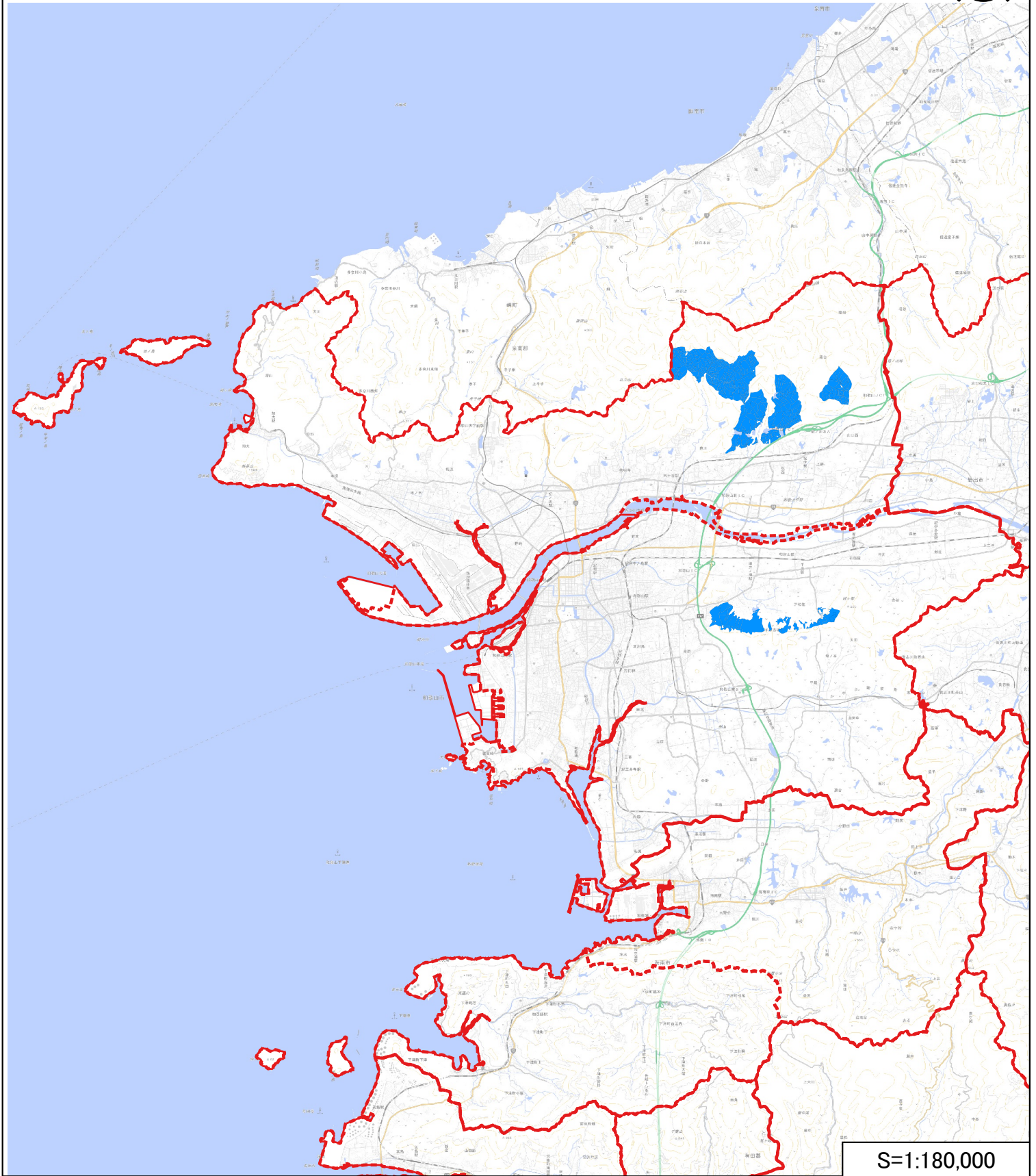
(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況  
該当なし

番号	所在 (林班、準林班、小班)	現況 (面積、樹種、林齢)	主な経営 管理内容	経営権利実施権設定の有無



# 和歌山市森林整備計画

## 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 位置図



S=1:180,000

市町村界

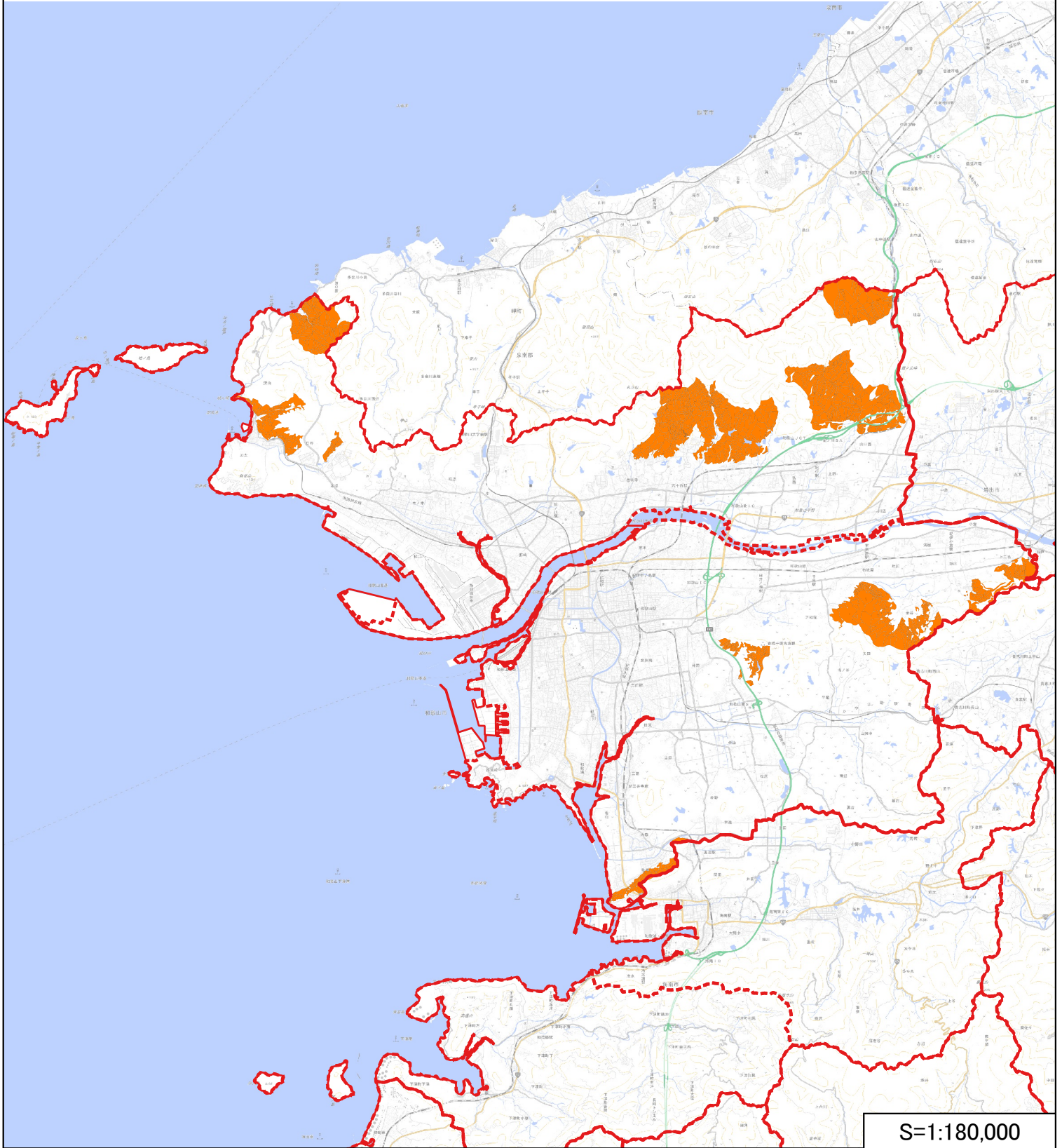
旧市町村界

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林





和歌山市森林整備計画  
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 位置図



市町村界

旧市町村界

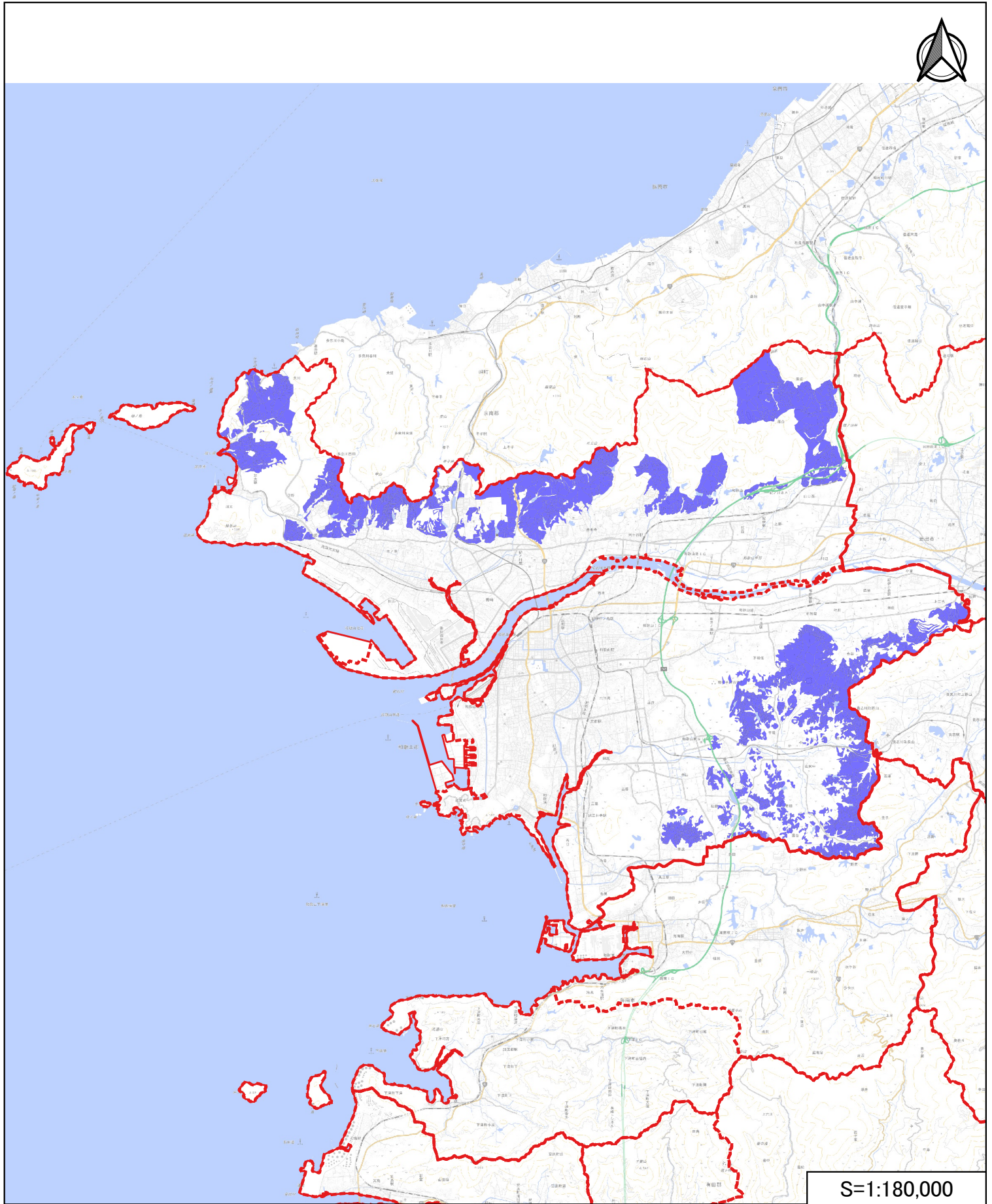
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林





# 和歌山市森林整備計画

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 位置図



S=1:180,000

市町村界

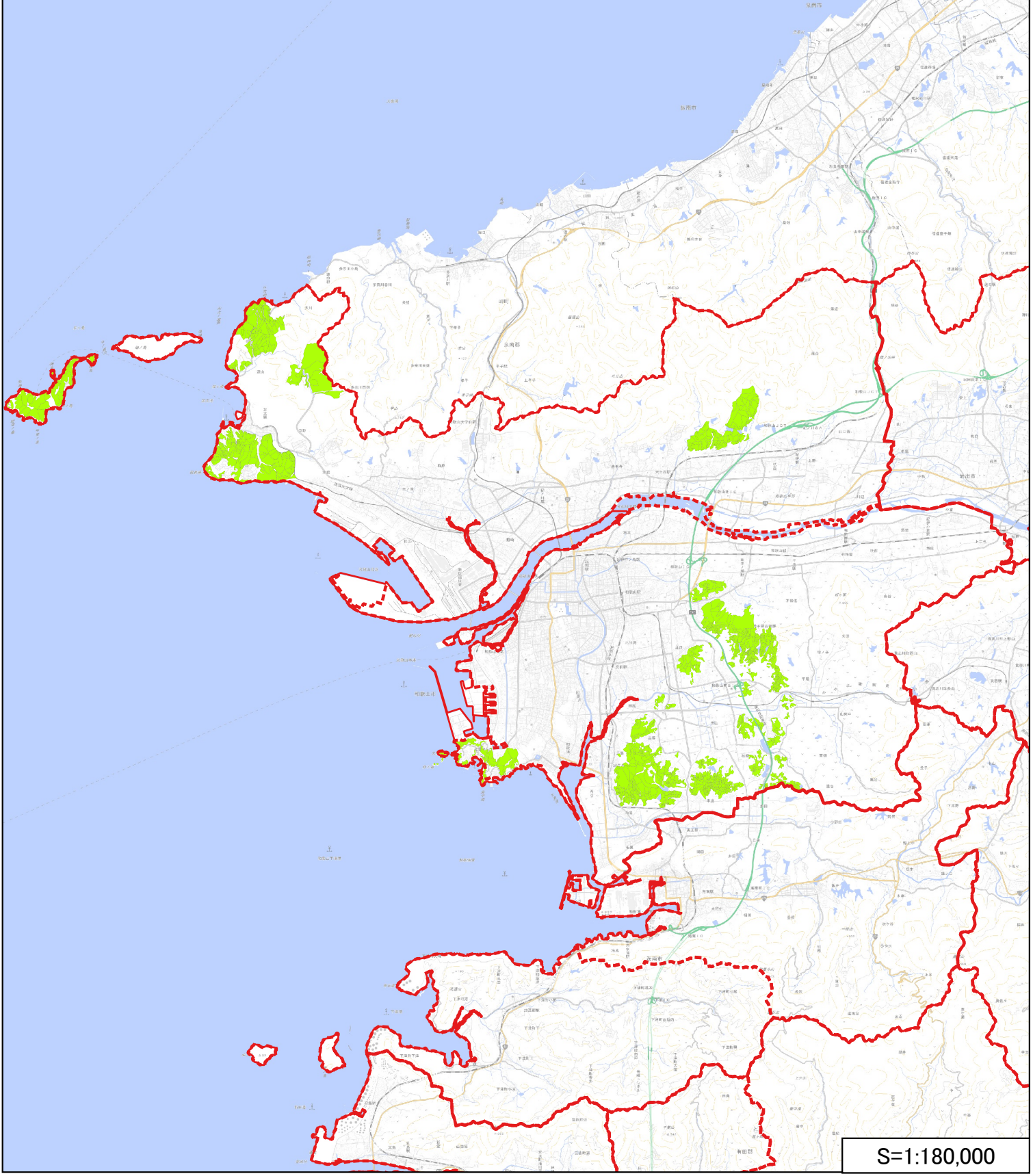
旧市町村界




快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林





# 和歌山市森林整備計画 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 位置図



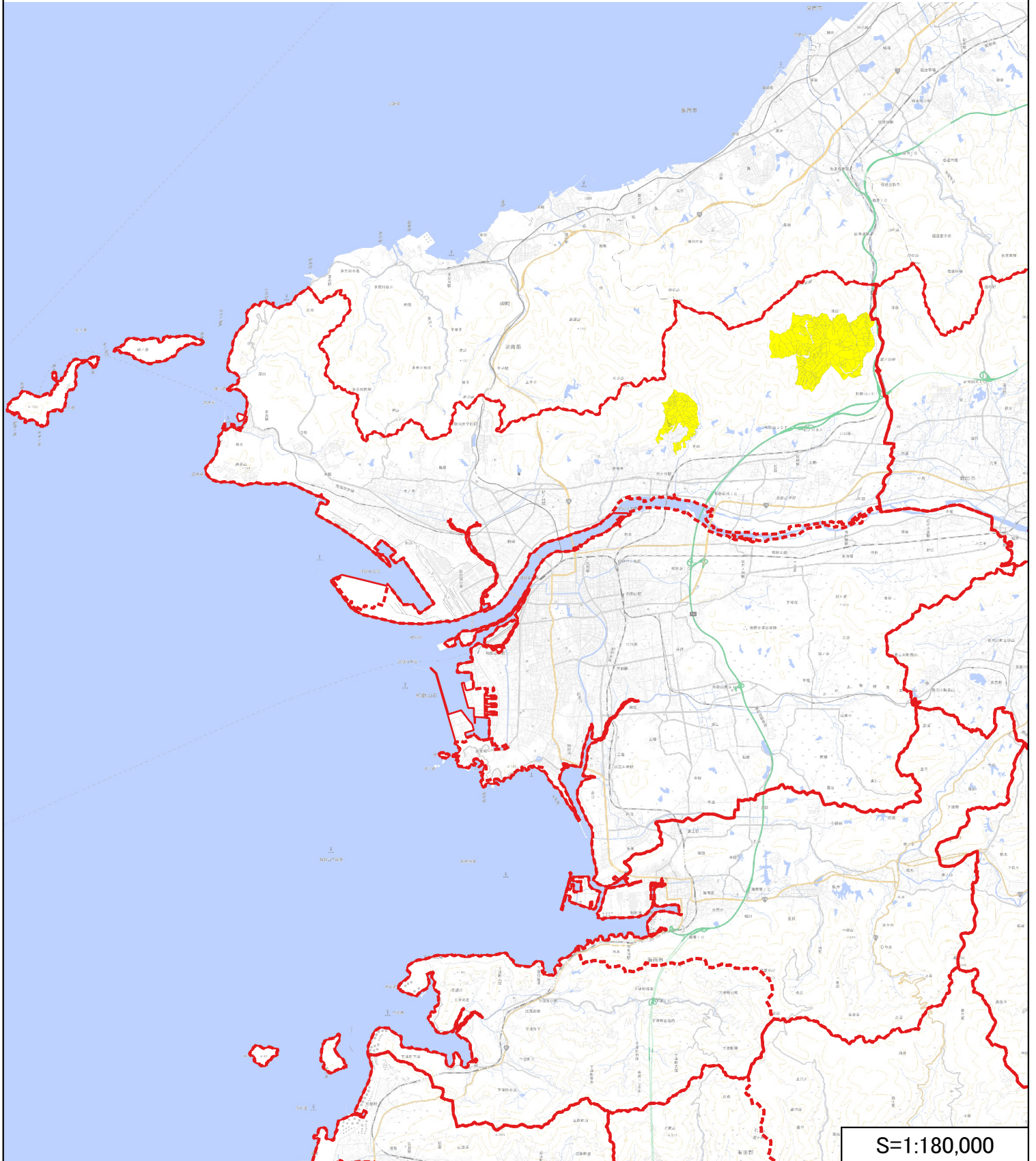
-  市町村界
-  旧市町村界
-  保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林





# 和歌山市森林整備計画

## 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 位置図



市町村界

旧市町村界

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

